

## 次世代育成支援対策行動計画【第Ⅰ期】

### 計画期間

2005（平成17）年4月1日から2010（平成22）年3月31日までの5年間

### 内容

- 目標 1.** (1) 計画期間内に女性の育児休職取得率を90%以上とすること。  
(2) 男性の育児休職取得促進の広報を進めること

〈達成状況〉 (1) 計画期間において、女性の育児休職取得率は100%となりました。  
(2) 男性の育児休職取得を促進するための広報については、あまり進めることができませんでした。

- 目標 2.** 子の出生時における父親の休暇取得を促進すること

〈達成状況〉 連続取得としていた「子の出生による休暇」は、当該子の出産日から1か月以内に随時取得することが可能になりました。

- 目標 3.** 2010（平成22）年3月31日までに、育児休職期間を、その当該子が満3歳に達するまでに延長すること（ただし、満1歳から3歳に達するまでの子に係る育児休職期間中の給与は無給とする）

〈達成状況〉 要件によって1歳6か月までの延長と、さらに年度末までの延長を可能としたことから、出産日によっては最大約3年の育児休職が取得可能な状況にあります。なお、育児休職期間中の給与は期間の制限無く20%支給を保証しています。

- 目標 4.** 2010（平成22）年3月31日までに、3歳から小学校就学前の子を養育する職員への勤務時間の短縮等の措置を導入すること

〈達成状況〉 「始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度」及び「時間外労働の制限」を規定化（2006年4月1日）。2010年6月30日法改正に合わせ、3歳未満の子の養育のための短時間勤務制を導入しました。

- 目標 5.** 職員の年休取得日数を促進すること

〈達成状況〉 2004（平成16）年度平均取得日数10.05日を15日以上にすることを計画していましたが、2007年度を除く、2006～2009年度の年平均取得日数は10.52日でした。本学園では年次休暇の他に健康休暇9日を付与しており、その取得日数平均7.1日を加えると平均17.4日となりました。（自宅研修等が認められている教育職員を除く）